

委員会提出議案第 1 号

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について
相模原市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 1 8 日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 大 槻 和 弘

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則

相模原市議会会議規則(昭和 4 2 年相模原市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により」に改め、同条第 3 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間(多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間(多胎妊娠の場合にあつては、1 0 週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 8 7 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間(多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間(多胎妊娠の場合にあつては、1 0 週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 1 3 1 条第 1 項中「、請願者の」を「及び請願者の」に改め、「および氏名(法人の場合にはその名称および代表者の氏名)」を削り、「、請願者が押印しなければ」を「、かつ、請願者が署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「署名または記名押印しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合における請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の所在地及び名称を記載し、かつ、その代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

第132条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第2項中「の住所および氏名」を「の住所及び氏名(法人の場合にあつては、法人の所在地、名称及び代表者名)」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案の理由

会議及び委員会における欠席事由及び出産に伴う欠席の期間に係る規定の追加、請願書の記載事項等に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。